証券コード　６５９４
平成18年５月24日

株　主　各　位

京都市南区久世殿城町338番地
日本電産株式会社
代表取締役社長 永　守　重　信

第33期　定時株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清栄のこととおよろこび申しあげます。
さて、当社第33期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合には、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示、ご押印のうえご返送いただくか、議決権行使書用紙に記載の議決権行使サイトURLにアクセスし電磁的方法によりご行使いただくか（42頁ご参照）、いずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいまして、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成18年６月22日（木曜日）午前10時
２．場　　所　京都市下京区東堀川通塩小路下ル松明町１番地
リーガロイヤルホテル京都２階「朱雀の間」
３．会議の目的事項
報 告 事 項　１　第33期（平成17年４月１日から平成18年３月31日まで）営業報告書、連結貸借対照表および連結損益計算書の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２　第33期（平成17年４月１日から平成18年３月31日まで）貸借対照表および損益計算書の内容報告の件
決 議 事 項
第１号議案　第33期利益処分案承認の件
第２号議案　定款一部変更の件
議案の要領は後記「議決権行使についての参考書類」（31頁から36頁）に記載のとおりであります。
第３号議案　取締役15名選任の件
第４号議案　監査役２名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

営　業　報　告　書

（平成17年４月１日から平成18年３月31日まで）

Ⅰ　営業の概況

１．企業集団の営業の経過および成果

⑴　全般的な状況

平成17年度（2005年度）は先進国経済が比較的安定して推移し、中国を中心とする新興BRICs諸国の高成長と広範囲な分野における需要拡大を背景に日本経済も設備投資と個人消費の拡大を牽引とする自律的回復の段階に入りました。特に世界的な市場の拡大と需要量の急激な増加で景気を牽引したのはIT関連機器とデジタル家電であり、この分野では当社も大きな恩恵を受けることになりました。しかし、一方ではより高度な技術革新への対応が不可欠であり、また市場ニーズの変化が加速し、新製品の立上は急速であり、既存製品の陳腐化が短期間で進行します。これに追随できない為に生ずる在庫調整や生産調整への対応が厳しくなりました。このような経営環境の中で、当社グループも事業分野により業績にバラツキが生じましたが、全体としては世界的なITデジタル市場の拡大の中で連結業績の拡大を図ることが出来ました。

結果、当期連結業績は前期比増収・増益となり、売上高・純利益とも過去最高を更新することが出来ました。売上高は5,368億円と前期比10.5%の増収、営業利益は534億円でほぼ前期比横這いでありますが、連結当期純利益は409億円で前期比22.4%の増益となっております。

⑵　事業別販売の状況

［精密小型モータ］事業は売上高2,737億59百万円で前期比約510億円（22.9%）の増加であります。HDD用モータは販売金額で前期比38%の増収となり、数量的には32%強の増加となりました。従って円ベースの平均販売価格は前期比４%強の上昇となりました。しかし当期の為替水準は前期比５%強の円安となっていることから、ドルベースでは年率約１%程度の低下に止まったものと判断されます。この平均販売価格のダウンが小幅に止まった要因は2.5インチと3.5インチの高容量品の販売量増加によるものであります。その他のDCモータ（DVD用含む）は前期比較で約54億円（8.8%）の増加ですが、日本電産サンキョー㈱のAV用モータの減少が含まれています。従前の日本電産分のみの前期比較では販売金額・数量ともに約28%の増加となっております。ファンモータの売上高は１%強の売上増に止まりました。数量的にもほぼ前期横這いであります。この原因はファンモータの主要客先においてJIT方式が採用された結果、当期売上高の10%近い金額相当分の売上計上が繰り延べとなったためであります。従って事業拡大は順調に推移しております。

［中型モータ］事業は売上高が377億67百万円で6.2%の増収となり、前期比約22億円の販売増加となりました。増収のうち約12億円はパワーステアリング用モータの売上高でありますが、家電用モータおよび産業用モータの販売も増加しております。

［機器装置］事業の売上高は732億43百万円で約37億円（4.8%）の減収となっております。当期の減収の要因は日本電産コパル㈱のラボシステムやカードプリンターの販売減少と日本電産トーソク㈱の半導体製造装置事業におけるディスクリートの販売

減少であります。一方日本電産サンキョー㈱の液晶関連ロボットやカードリーダは順調に拡大しました。

［電子・光学部品］事業の売上高は1,287億91百万円で約４億円（0.3%）の増収となりました。当事業で増収となったのは日本電産サンキョー㈱の光ピックアップや家電用ユニット等であります。しかし日本電産コパル㈱の光学部品や日本電産コパル電子㈱のアクチュエータ等は前期比減収となりました。

［その他］事業の売上高は232億98百万円で前期比約11億円（4.9%）増となりました。売上高増加はピボットアッセンブリと日本電産トーソク㈱の自動車部品が中心であります。

区　　分	第33期(17/4～18/3)		
	金　　額	構 成 比	前 期 比
	百万円	%	%
精密小型モータ	273,759	51.0	122.9
中型モータ	37,767	7.0	106.2
機器装置	73,243	13.7	95.2
電子・光学部品	128,791	24.0	100.3
その他	23,298	4.3	104.9
合　　計	536,858	100.0	110.5

（注）１．記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。
２．当社は、商法施行規則第179条第１項の規定により、米国で認められた会計原則（会計原則審議会の意見書、財務会計基準審議会の基準書等）に基づいて連結計算書類を作成しております。

２．企業集団の今後の見通しと対処すべき課題

当社の主要市場でありますIT情報機器や情報家電および電子部品業界は足下やや調整色が強まっております。しかし、急激に拡大してまいりましたBRICs市場の需要と日本も含めた先進国市場の需要は基本的には強含みの推移が予想されます。とは言え当面は原油価格の上昇から素材・原材料価格の高騰が予測され、世界的に金利も上昇傾向にあるなど直接的な企業業績への負担が増加するリスクがあります。また当社グループの生産拠点であるアジア地域の政治的な不安、通貨価値の変動リスクなど、決して安易に成長が期待できる経営環境ではありません。またデジタル情報機器分野の新製品や新技術への転換・移行が各分野でスピードをあげており、これに対する開発体制や新製品供給体制などの対応力が問われています。この対応遅れは、勝ち組の事業や企業の絞込みが行われている現在、致命的な打撃になる可能性さえ秘めております。

このような経営環境の中、当社は「時間軸をもっと早め、品質改善を中心とした体制の強化を図る」ことを基本的課題として取り組みます。これは技術優位性が重要な要素となってきたマーケットの変化に追随して、新技術や新製品の開発を推進することであ

ります。またより高い品質レベルの製品生産能力の増強を推進することにより販売拡大による成長の持続と収益力の強化を図ってまいります。

3．企業集団の資金調達の状況

当連結会計年度中においての資金調達は、金融機関からの借入のみです。

4．企業集団の設備投資の状況

当期の設備投資の総額は431億85百万円となりました。

主なものは、海外の子会社の生産能力の増強の為の投資などで、276億29百万円となっております。

このほか新製品開発用設備、省力化合理化投資を中心に投資しております。

5．企業集団および当社の営業成績および財産状況の推移

① 企業集団の営業成績および財産状況の推移

区　　分	平成14年度 第30期 (14/4～15/3)	平成15年度 第31期 (15/4～16/3)	平成16年度 第32期 (16/4～17/3)	平成17年度 第33期 (17/4～18/3)
売　上　高（百万円）	298,641	329,003	485,861	536,858
営 業 利 益（百万円）	22,861	31,078	53,665	53,426
当 期 純 利 益（百万円）	6,485	11,448	33,455	40,949
１株当たり当期純利益(円)	100.08	176.20	479.74	285.47
総　資　産（百万円）	305,318	433,706	484,173	565,970
純　資　産（百万円）	90,142	104,681	207,040	263,659
１株当たり純資産額(円)	1,416.14	1,607.93	2,906.37	1,823.12

（注）１．百万円単位の記載金額は、平成17年３月期より百万円未満を四捨五入して表示しております。平成16年３月期以前の期は百万円未満を切り捨てて表示しております。
２．当社は第32期より「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の２に規定する連結計算書類を作成しております。従いまして、第30期から第31期までの各期の数値につきましては同条第３項に規定する監査役会および会計監査人の監査を受けていない連結計算書類に基づくものであります。
３．第32期より商法施行規則第179条第１項の規定により、米国で認められた会計原則（会計原則審議会の意見書、財務会計基準審議会の基準書等）に基づいて連結計算書類を作成しております。第30期から第31期までの各期の数値につきましては、従来の基準に準拠しております。
４．１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、１株当たり純資産額は期末発行済株式数により、それぞれ算出しております。
５．平成17年11月18日付で普通株式１株につき２株で株式分割を行っております。なお、第33期の１株当たり当期純利益、１株当たり純資産額は当該株式分割が当期首に行われたものと仮定し、算出しております。

平成14年度は、日本経済が引き続くデフレにあえぐなか、モータ事業は比較的堅調に推移したものの、軟調な装置マーケットなどの影響で、売上高は6.3%増、当期純利益は0.4%増にとどまりました。

平成15年度は、米国経済の復調や、堅調な成長を続ける中国経済により景気浮揚感が見え始めるなか、主としてその他セグメントの好況により、売上高は10.2%増、当期純利益は76.5%増となりました。

平成16年度は、ITデジタル市場の拡大の一方、原油や素材価格高騰の影響が広範囲におよぶなか、新技術や新製品の市場投入また日本電産サンキョー㈱の経営改善等により、売上高は75.1%増、当期純利益は107.9%増となりました。

平成17年度（当期）の状況につきましては「Ⅰ　営業の概況　1．企業集団の営業の経過および成果」に記載のとおりであります。

②　当社の営業成績および財産状況の推移

区　　分	平成14年度 第30期 (14/4～15/3)	平成15年度 第31期 (15/4～16/3)	平成16年度 第32期 (16/4～17/3)	平成17年度 第33期 (17/4～18/3)
売　上　高（百万円）	129,164	118,636	130,351	168,220
経 常 利 益（百万円）	7,252	4,785	13,468	24,544
当 期 純 利 益（百万円）	4,965	2,695	12,425	19,866
１株当たり当期純利益(円)	77.04	40.83	176.03	137.24
総　資　産（百万円）	168,871	217,141	261,575	303,032
純　資　産（百万円）	88,039	100,125	174,447	200,227
１株当たり純資産額(円)	1,383.93	1,539.07	2,446.73	1,383.27

（注）１．百万円単位の記載金額は、平成17年３月期より百万円未満を四捨五入して表示しております。平成16年３月期以前の期は百万円未満を切り捨てて表示しております。
２．１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、１株当たり純資産額は期末発行済株式数により、それぞれ算出しております。
３．平成17年11月18日付で普通株式１株につき２株で株式分割を行っております。なお、第33期の１株当たり当期純利益、１株当たり純資産額は当該株式分割が当期首に行われたものと仮定し、算出しております。

Ⅱ　会社の概況（平成18年３月31日現在）

１．企業集団の主要な事業内容

コンピュータのHDD用スピンドルモータならびにパソコン周辺機器、OA機器、家電機器などに使用される精密小型モータの製造販売を主体に、車載用、産業用の中型モータ、FA関連機器および変減速機用の機械装置、電子・光学関連の部品およびHDD用ピボットアッセンブリ、自動車部品、オルゴール等の製造販売と保険や物流などの附帯サービスを行っております。

事業内容	種類
精密小型モータ	精密小型DCモータ、精密小型ファン、振動モータ、部材料
中型モータ	家電用、産業用、車載用
機器装置	変減速機、FA関連機器
電子・光学部品	電子部品、光学部品
その他	ピボットアッセンブリ、オルゴール、自動車部品、部材料、サービス

２．企業集団の主要な事業所

当社本社	京都市南区
営業拠点	京都、東京、大阪、名古屋、神奈川、福岡、広島、長野、静岡、アメリカ、ドイツ、イギリス、シンガポール、中国、韓国、台湾、インドネシア、マレーシア、インド、フィリピン
その他拠点	日本電産サンキョー㈱（長野）、日本電産コパル㈱（東京）、日本電産トーソク㈱（神奈川）、日本電産コパル電子㈱（東京）、日本電産リード㈱（京都）、日本電産パワーモータ㈱（福岡）、日本電産シバウラ㈱（福井）、NIDEC ELECTRONICS（THAILAND）CO.LTD（タイ）、NIDEC（DALIAN）LIMITED（中国）、NIDEC PHILIPPINES CORPORATION（フィリピン）、NIDEC SINGAPORE PTE. LTD（シンガポール）

３．株式の状況

⑴　会社が発行する株式の総数　　480,000,000株

⑵　発行済株式総数　　144,661,292株

（注）１．平成11年１月28日発行第２回無担保転換社債の当期中転換により、1,321,480株増加いたしました。
２．平成15年５月14日決議の新株予約権の当期中権利行使により、98,200株増加いたしました。
３．平成15年９月30日決議の新株予約権の当期中転換により、446,892株増加いたしました。
４．平成17年７月28日決議の株式分割（無償交付）により、71,542,257株増加いたしました。

⑶　当期末株主数　　21,567名

4．大株主の状況（上位10名）

	株主名	当社への出資状況		当社の当該大株主への出資状況	
		持株数	議決権比率	持株数	出資比率
1	日本マスタートラスト信託銀行㈱	12,581千株	8.71％	－	－
2	永守重信	11,946	8.27	－	－
3	日本トラスティ・サービス信託銀行㈱	10,876	7.53	－	－
4	㈲エス・エヌ興産	8,867	6.14	－	－
5	ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	7,314	5.06	－	－
6	㈱京都銀行	5,808	4.02	844千株	0.24％
7	第一生命保険㈱	4,621	3.20	－	－
8	日本生命保険㈱	4,137	2.86	－	－
9	資産管理サービス信託銀行㈱	3,835	2.65	－	－
10	明治安田生命保険㈱	3,366	2.33	－	－

（注）1．持株数は千株未満を切り捨て、議決権比率は小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。
2．日本マスタートラスト信託銀行㈱の持株数は、すべて信託業務に係る株式であり、その持株数のうち350千株は㈱鳥取銀行が、200千株は㈱八十二銀行が保有する当社株式を退職給付信託に拠出したものです。
3．日本トラスティ・サービス信託銀行㈱の持株数は、すべて信託業務に係る株式です。
4．ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニーの持株数は、すべて信託業務に係る株式です。
5．資産管理サービス信託銀行㈱の持株数は、すべて信託業務に係る株式です。

5．自己株式の取得、処分等および保有の状況

①取得株式　単元未満株式の買取による取得

普通株式　10,906株
取得価額の総額　89百万円
上記のうち

ア．特定の者から買い受けた株式
該当事項はありません。

イ．取締役会決議により買い受けた株式
該当事項はありません。

（注）平成17年11月18日付で普通株式1株につき2株で株式分割を行っております。なお、取得した自己株式数は、当該株式分割が当期首に行われたものと仮定し、算出しております。

②処分株式
単元未満株式の売却による処分該当事項はありません。

③決算期における保有株式

普通株式　42,110株

6．新株予約権の状況

現に発行している新株予約権

発行決議の日	平成15年５月14日	平成15年９月30日
新株予約権の数	1,756個	13,500個
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	351,200株	4,022,040株
新株予約権の発行価格	無　　償	無　　償

（注）１．平成15年５月14日決議の新株予約権は、当社および当社子会社の取締役、監査役、従業員に対してストックオプションとして発行したものです。
２．平成15年９月30日決議の新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、社債から分離して譲渡できず、それが行使されると社債による代用払込があったとみなされることおよび新株予約権付社債の市場性を考慮して、その発行価格を無償としております。

7．従業員の状況

①　企業集団の状況

区　　分	従 業 員 数	前期末比増減
合　　計	78,721名	8,552名増

（注）上記従業員の他に臨時雇用者24,321名が在籍しております。

②　当社の状況

区　　分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
合　　計	1,371名	112名増	34.0歳	7.5年

（注）上記従業員の他に臨時雇用者71名が在籍しております。

8．重要な企業結合の状況

(1) 重要な子会社の状況

会社名	資本金または出資金	議決権比率	主要な事業内容
日本電産サンキョー㈱	35,270百万円	55.64% ＊(2.10%)	家電住設機器、情報周辺機器、産業用機器、その他の製造販売
日本電産コパル㈱	11,080百万円	(注)3 56.93% ＊(0.80%)	光学機器、電子機器、情報機器等の製造販売
日本電産トーソク㈱	5,087百万円	65.08% ＊(1.71%)	自動車部品、自動計測装置、電子機器の製造販売
日本電産コパル電子㈱	2,362百万円	55.44%	電子回路部品、圧力センサ、制御回転機等の製造販売
日本電産リード㈱	938百万円	(注)4 58.21% ＊(43.86%)	プリント基板検査システム、液晶関連検査システム、各種自動計測、制御システム等の製造販売
日本電産シバウラ㈱	1,000百万円	100.00%	家電用、車載用各種モータ等の製造販売
日本電産パワーモータ㈱	2,000百万円	91.76%	汎用中・小型モータ等の製造販売
シンガポール日本電産㈱	4,656千US$	100.00%	精密小型モータ、電子製品・部品の販売および精密小型モータ、ピボットアッセンブリの製造販売
タイ日本電産㈱	1,950,000千TB	100.00%	精密小型モータの製造販売
フィリピン日本電産㈱	1,400,000千PP	100.00%	精密小型モータの部品・完成品の製造販売
日本電産(大連)有限公司	35,500千US$	100.00%	精密小型モータの部品･完成品の製造
日本電産(浙江)有限公司	20,000千US$	100.00%	精密小型モータの製造販売
台湾日電産股份有限公司	5,000千NT$	100.00%	精密小型モータ、電子製品・部品の販売

(注) 1．資本金および出資金は単位未満を四捨五入して表示しております。
2．議決権比率欄の（ ）内は、当社の子会社等が所有する議決権比率の内数を示したものであります。＊については複数の当社子会社等が所有する議決権比率の合算です。
3．日本電産コパル㈱の議決権比率表記外に、日本電産シンポ㈱が退職給付信託として住友信託銀行㈱に拠出している同社株式401千株（議決権比率0.64%）があります。
4．日本電産リード㈱の議決権比率表記外に、当社が退職給付信託として住友信託銀行㈱に拠出している同社株式515千株（議決権比率7.36%）があります。

⑵ 企業結合の経過

1．当社は、日本電産サンキョー㈱の株式を市場より66千株58百万円購入いたしました。

2．当社は、日本電産コパル㈱の株式を市場より2,079千株2,558百万円購入いたしました。

3．日本電産トーソク㈱は、平成17年７月28日に第三者割当増資を行い、当社が3,000千株を引き受け3,600百万円の払い込みを行いました。

4．当社は、日本電産コパル電子㈱の株式を市場より2,915千株2,566百万円購入いたしました。

5．日本電産キョーリ㈱は、平成17年11月16日に日電産京利（上海）機械有限公司を設立し、全額を払い込みいたしました。

6．日本電産ピジョン㈱は、平成17年６月29日に100%子会社であるインドネシア東京ピジョン㈱を、平成18年３月30日に100%子会社であるシンガポール東京ピジョン㈱を清算いたしました。

7．日本電産ロジステック㈱は、平成17年６月30日に第三者割当増資を行い、当社が３千株を引き受け99百万円の払い込みを行いました。

8．日本電産パワーモータ㈱は、平成18年３月20日に第三者割当増資を行い、当社が20千株を引き受け1,000百万円の払い込みを行いました。

9．フィリピン日本電産スービック㈱は、平成17年10月27日に21,207千US＄増資し、当社がその全額を払い込みいたしました。

10．日本電産（大連）有限公司は、平成17年12月１日に3,000千US＄の増資を行い、当社が払い込みをいたしました。

11．日本電産（東莞）有限公司は、平成17年７月１日に5,000千US＄の増資を行い、当社が払い込みをいたしました。

12．日本電産百王馬達（浙江）有限公司は、平成17年12月21日に3,917千US＄の増資を行い、当社が払い込みをいたしました。

13．ベトナム日本電産会社は、平成17年10月に資本金11,000千US＄で設立され、平成17年11月17日に5,500千US＄を当社が払い込みをいたしました。

14．日本電産自動車モータ（浙江）有限公司は、平成18年２月に資本金10,000千US＄で設立され、100%子会社である日本電産（大連）有限公司が3,000千US＄と当社が7,000千US＄を払い込みいたしました。

15．タイ日本電産マシナリー㈱は、平成17年12月９日にタイ日本電産㈱と日本電産マシナリー㈱の共同出資により資本金40,000千TBで設立いたしました。

⑶ 企業結合の成果（連結数値による売上高、利益の開示）

連結子会社は94社であり、持分法適用会社は５社であります。企業結合の成果は「Ⅰ　営業の概況　１．企業集団の営業の経過および成果」に記載しております。

9．主要な借入先の状況

借入先	借入額	借入先が所有する当社の株式	
		株式数	議決権比率
㈱京都銀行	12,102百万円	5,808千株	4.02%
㈱みずほコーポレート銀行	7,537	200	0.14
住友信託銀行㈱	7,111	1,743	1.21＊
㈱滋賀銀行	4,940	2,619	1.81
㈱八十二銀行	500	54	0.04
第一生命保険㈱	440	4,621	3.20
日本生命保険㈱	400	4,137	2.86
明治安田生命保険㈱	360	3,366	2.33
㈱鳥取銀行	5	—	—

＊住友信託銀行㈱の議決権比率には、信託分も含みます。

10. 取締役および監査役の状況

地位	氏名	担当または主な職業
代表取締役社長	永守重信	
取締役副社長	小部博志	COO兼営業部門統轄、コンプライアンス室・リスク管理室・モーター基礎研究所・SPM品質管理部担当、欧州日本電産代表取締役会長（CEO）、台湾日電産股份有限公司董事長、日本電産（香港）有限公司代表取締役会長、フィリピン日本電産㈱代表取締役会長、フィリピン日本電産精密㈱代表取締役会長、韓国日本電産㈱代表取締役会長、日電産（上海）国際貿易有限公司董事長
取締役副社長	鳥山泰靖	CFO兼管理部門統轄、IR部・広報宣伝部・経理部・財務部・システム部担当
専務取締役	澤村賢志	DCM事業およびFAN事業統轄、滋賀技術開発センター・鳥取技術開発センター・購買統括部・ADF品質管理部・金型部担当、米国日本電産㈱取締役会長（CEO）、日本電産（大連）有限公司董事長、日本電産（東莞）有限公司董事長、日本電産（新界）有限公司董事長、日本電産ネミコン㈱代表取締役会長

地　位	氏　名	担当または主な職業
専務取締役	浜口泰男	SPM事業統轄、タイ日本電産㈱代表取締役会長、タイ日本電産精密㈱代表取締役会長、タイ日本電産ハイテクモータ㈱代表取締役会長、日本電産（浙江）有限公司董事長、フィリピン日本電産㈱代表取締役社長、フィリピン日本電産精密㈱代表取締役社長
常務取締役	川口清三郎	タイ日本電産㈱代表取締役社長、タイ日本電産精密㈱代表取締役社長、タイ日本電産ハイテクモータ㈱代表取締役社長
常務取締役	浜田忠章	秘書室・経営企画部・知的財産部・法務部・総務部・人事部・海外事業管理部担当、経営企画部長
取締役	服部誠一	営業部門副統轄、日本電産（香港）有限公司代表取締役社長、日電産（上海）国際貿易有限公司総経理
取締役	井上哲夫	関係会社管理部担当、関係会社管理部長
取締役	鍛治覚	日本電産（浙江）有限公司総経理、日本電産平湖市工業園統轄、日本電産綜合服務（浙江）有限公司董事長
取締役	岩田高	経営管理監査部担当、経営管理監査部長、安全保障貿易管理委員会委員長
取締役	利田哲	SPM事業開発技術部門担当、中央開発技術研究所長
取締役	竹上清好	長野技術開発センター所長兼品質保証部長
常勤監査役	朝比奈秀夫	
常勤監査役	市川陽一	
常勤監査役	佐野忠義	
監査役	勝山勉	

（注）1．監査役朝比奈秀夫、同市川陽一、同勝山　勉の3氏は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

2．当期中の取締役および監査役の異動は、次のとおりであります。

(1) 就任

平成17年6月23日開催の第32期定時株主総会において、永守重信、小部博志、鳥山泰靖、澤村賢志、浜口泰男、川口清三郎、浜田忠章、服部誠一、井上哲夫、鍛治　覚、岩田　高、竹上清好の12氏が取締役に再選され重任し、新たに利田　哲氏が選任され就任いたしました。

(2) 退任

平成17年6月23日開催の第32期定時株主総会終結の時をもって、常務取締役絹川慶春、取締役木村年宏の2氏が退任いたしました。

(3) 地位および担当の変更

平成17年４月25日の取締役会において、次のとおり担当を、同年５月１日付をもって変更いたしました。

地位	氏名	担当または主な職業
取締役	鍛治覚	日本電産（浙江）有限公司総経理、日本電産平湖市工業園統轄

平成17年６月23日の取締役会において、次のとおり担当を、同日付をもって変更いたしました。

地位	氏名	担当または主な職業
取締役	利田哲	SPM事業開発技術部門担当、中央開発技術研究所長兼同事業支援部長

平成17年６月23日の取締役会において、次のとおり担当を、同年７月１日付をもって変更いたしました。

地位	氏名	担当または主な職業
取締役	鍛治覚	日本電産（浙江）有限公司総経理、日本電産平湖市工業園統轄、日本電産綜合服務（浙江）有限公司董事長
取締役	竹上清好	長野技術開発センター所長兼品質保証部長

平成17年７月25日の取締役会において、次のとおり担当を、同年８月１日付をもって変更いたしました。

地位	氏名	担当または主な職業
取締役	利田哲	SPM事業開発技術部門担当、中央開発技術研究所長

平成17年８月19日の取締役会において、次のとおり担当を、同年９月１日付をもって変更いたしました。

地位	氏名	担当または主な職業
取締役副社長	小部博志	COO兼営業部門統轄、コンプライアンス室・リスク管理室・モーター基礎研究所・SPM品質管理部担当、欧州日本電産代表取締役会長（CEO）、台湾日電産股份有限公司董事長、日本電産（香港）有限公司代表取締役会長、フィリピン日本電産㈱代表取締役会長、フィリピン日本電産精密㈱代表取締役会長、韓国日本電産㈱代表取締役会長、日電産（上海）国際貿易有限公司董事長
専務取締役	澤村賢志	DCM事業およびFAN事業統轄、滋賀技術開発センター・鳥取技術開発センター・購買統括部・ADF品質管理部・金型部担当、米国日本電産㈱取締役会長（CEO）、日本電産（大連）有限公司董事長、日本電産（東莞）有限公司董事長、日本電産（新界）有限公司董事長

平成17年９月15日の取締役会において、次のとおり担当を、同年10月１日付をもって変更いたしました。

地　位	氏　名	担当または主な職業
常務取締役	浜田忠章	秘書室・経営企画部・知的財産部・法務部・総務部・人事部・海外事業管理部担当、海外事業管理部長

平成17年10月15日の取締役会において、次のとおり担当を、同年11月１日付をもって変更いたしました。

地　位	氏　名	担当または主な職業
常務取締役	浜田忠章	秘書室・経営企画部・知的財産部・法務部・総務部・人事部・海外事業管理部担当

平成17年10月26日の取締役会において、次のとおり担当を、同年11月１日付をもって変更いたしました。

地　位	氏　名	担当または主な職業
専務取締役	澤村賢志	DCM事業およびFAN事業統轄、滋賀技術開発センター・鳥取技術開発センター・購買統括部・ADF品質管理部・金型部担当、米国日本電産㈱取締役会長（CEO）、日本電産（大連）有限公司董事長、日本電産（東莞）有限公司董事長、日本電産（新界）有限公司董事長、日本電産ネミコン㈱代表取締役会長

平成17年11月24日の取締役会において、次のとおり担当を、同年11月24日付をもって変更いたしました。

地　位	氏　名	担当または主な職業
常務取締役	浜田忠章	秘書室・経営企画部・知的財産部・法務部・総務部・人事部・海外事業管理部担当、経営企画部長

平成18年３月29日の取締役会において、次のとおり担当を、同年４月１日付をもって変更いたします。

地　位	氏　名	担当または主な職業
取締役副社長	小部博志	COO兼営業部門統轄、コンプライアンス室・リスク管理室・モーター基礎研究所・SPM品質管理部担当、欧州日本電産代表取締役会長（CEO）、台湾日電産股份有限公司董事長、日本電産（香港）有限公司代表取締役会長、韓国日本電産㈱代表取締役会長、日電産（上海）国際貿易有限公司董事長

地　位	氏　名	担当または主な職業
専務取締役	澤村賢志	DCM事業およびFAN事業統轄、滋賀技術開発センター・鳥取技術開発センター・購買統括部・ADF品質管理部・金型部担当、米国日本電産㈱取締役会長（CEO）、日本電産（大連）有限公司董事長、日本電産自動車モータ（浙江）有限公司董事長、日本電産（東莞）有限公司董事長、日本電産（新界）有限公司董事長、ベトナム日本電産会社取締役会長（CEO）、日本電産シバウラ㈱代表取締役会長、日本電産ネミコン㈱代表取締役会長、日本電産パワーモータ㈱代表取締役会長
専務取締役	浜口泰男	SPM事業統轄、タイ日本電産㈱代表取締役会長、タイ日本電産精密㈱代表取締役会長、タイ日本電産ハイテクモータ㈱代表取締役会長、日本電産（浙江）有限公司董事長、フィリピン日本電産㈱代表取締役会長、フィリピン日本電産精密㈱代表取締役会長
常務取締役	浜田忠章	秘書室・経営企画部・知的財産部・法務部・総務部・人事部・海外事業管理部担当

11. 会計監査人に対する報酬の額

① 当社および当社の子法人等が支払うべき報酬等の合計額

345百万円

② 上記①の合計額のうち、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第２条第１項の業務（監査証明業務）の対価として支払うべき報酬等の合計額

289百万円

③ 上記②の合計額のうち、当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額

112百万円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において商法特例法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、③の金額にはこれらの合計額を記載しております。

12. 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実

記載すべき事項は、ございません。

連結貸借対照表

（平成18年３月31日現在）

【資産の部】　（単位：百万円）

科目	金額
流動資産	**311,547**
現金及び現金同等物	92,079
受取手形	15,740
売掛金	127,998
棚卸資産	60,474
その他の流動資産	15,256
投資及び貸付金	**24,196**
有価証券及びその他の投資有価証券	21,328
関連会社に対する投資及び貸付金	2,868
有形固定資産	**176,228**
土地	36,088
建物	89,039
機械及び装置	210,108
建設仮勘定	8,780
減価償却累計額〈控除〉	△167,787
営業権	**44,266**
その他の固定資産	**9,733**
資産合計	**565,970**

【負債、少数株主持分および資本の部】　（単位：百万円）

科目	金額
流動負債	**186,130**
短期借入金	43,621
１年以内返済予定長期債務	4,647
支払手形及び買掛金	109,053
その他の流動負債	28,809
固定負債	**53,203**
長期債務	32,134
未払退職・年金費用	9,704
その他の固定負債	11,365
負債合計	**239,333**
少数株主持分	**62,978**
資本金	**65,649**
資本剰余金	**68,240**
利益剰余金	**126,334**
その他の包括利益（△損失）累計額	**3,673**
外貨換算調整額	△75
未実現有価証券評価損益〈組替修正考慮後〉	3,863
最小年金債務調整額	△115
自己株式	**△237**
資本合計	**263,659**
負債、少数株主持分及び資本合計	**565,970**

連結損益計算書

（自　平成17年４月１日
　至　平成18年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額
売上高	**536,858**
売上原価	413,012
販売費及び一般管理費	41,188
研究開発費	29,232
売上原価並びに販売費及び一般管理費合計	483,432
営業利益	**53,426**
その他の収益・費用（△）	**10,952**
受取利息及び配当金	1,664
支払利息	△1,362
為替差損益〈純額〉	7,866
有価証券関連損益〈純額〉	3,869
デリバティブ評価損益〈純額〉	75
その他〈純額〉	△1,160
税金等調整前当期純利益	**64,378**
法人税等	△15,213
少数株主持分損益及び持分法投資損益前当期純利益	49,165
少数株主持分損益（控除）	8,170
持分法投資損失（△利益）	46
当期純利益	**40,949**

Ⅰ．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

連結計算書類は、商法施行規則第179条第１項の規定により、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式および作成方法に準拠した会計基準に準拠して作成しております。

１．連結の範囲に関する事項

連結子会社数　94社

２．持分法の適用に関する事項

持分法適用会社数　５社

コパル・ヤマダ㈱、フィリピン日本電産開発㈱、NTN日本電産（浙江）有限公司、NTN日本電産（タイ）㈱、SCD㈱

３．連結の範囲および持分法の適用の範囲の変更に関する事項

⑴　連結の範囲の変更

〈新規設立による連結子会社増加　５社〉

ベトナム日本電産会社、タイ日本電産マシナリー㈱、日電産京利（上海）機械有限公司、日本電産自動車モータ（浙江）有限公司、日本電産日新（東莞）工機有限公司

〈重要性増加による連結子会社増加　３社〉

日本電産リード・コリア㈱、欧州日本電産サンキョー㈱、日本電産三協（浙江）有限公司

〈清算結了による連結子会社減少　２社〉

インドネシア東京ピジョン㈱、シンガポール東京ピジョン㈱

〈清算手続きが進行しており重要性がなくなったことによる減少　１社〉

三協プレシジョン（マレーシア）㈱

⑵　持分法の適用の範囲の変更

〈新規設立による持分法適用会社増加　１社〉

NTN日本電産（タイ）㈱

４．会計処理基準に関する事項

①　有価証券

米国財務会計基準書（以下「SFAS」）115「負債証券および持分証券への投資の会計処理」を適用しております。

②　棚卸資産

主として平均法による低価法を適用しております。

③　有形固定資産

有形固定資産は取得原価によって表示しており、減価償却は主として定率法によっておりますが、一部の資産は定額法によっております。

④　リース会計

SFAS13「リースの会計処理」を適用しております。

⑤　法人税等

資産・負債法による税効果会計を適用しており、税率変更による繰延税金資産および負債への影響は、その税率変更に関する法律の制定日を含む連結会計年度の損

益として認識しております。

⑥ 退職給付債務

SFAS87「事業主の年金会計」を適用しております。

なお、厚生年金基金の代行部分返上に関しては、米国発生問題専門委員会基準書03－2「日本の厚生年金基金の代行部分返上についての処理」を適用しております。

⑦ デリバティブ

SFAS133「派生商品およびヘッジ活動に関する会計処理」を適用しております。

Ⅱ．連結貸借対照表の注記

1．貸倒引当金額	2,184百万円
2．有形固定資産の減価償却累計額	167,787百万円
3．担保に供している資産	
土　　地	535百万円
建　　物	414百万円
4．保証債務額	587百万円

5．記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

Ⅲ．連結損益計算書の注記

1．１株当たり当期純利益	285円47銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年５月８日

日本電産株式会社
取締役会　御中

中央青山監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	松永幸廣	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	深井和巳	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	花井裕風	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	梶田明裕	㊞

当監査法人は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の２第３項の規定に基づき、日本電産株式会社の平成17年４月１日から平成18年３月31日までの第33期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社又は連結子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い日本電産株式会社及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書　謄本

連 結 計 算 書 類 に 係 る 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年４月１日から平成18年３月31日までの第33期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役、内部監査部門等及び会計監査人から報告及び説明を受け、また、必要に応じて子会社及び連結子会社に対し会計に関する報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

２．監査の結果

（１）会計監査人中央青山監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（２）子会社及び連結子会社調査の結果、連結計算書類に関し指摘すべき事項は認められません。

平成18年５月９日

日本電産株式会社　監査役会
常勤監査役　朝比奈　秀　夫　㊞
常勤監査役　市　川　陽　一　㊞
常勤監査役　佐　野　忠　義　㊞
監　査　役　勝　山　　勉　㊞

（注）常勤監査役朝比奈秀夫、常勤監査役市川陽一及び監査役勝山勉は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第１項に定める社外監査役であります。

貸 借 対 照 表

（平成18年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
【資産の部】	**303,032**	**【負債の部】**	**102,805**
流動資産	**118,232**	**流動負債**	**71,861**
現金及び預金	13,657	支払手形	97
受取手形	1,094	買掛金	29,205
売掛金	47,586	短期借入金	32,190
製品	5,505	1年以内返済予定長期借入金	605
原材料	41	未払金	4,456
仕掛品	321	未払費用	652
貯蔵品	136	未払法人税等	2,722
繰延税金資産	1,684	賞与引当金	1,169
短期貸付金	42,781	設備関係支払手形	39
未収入金	5,832	その他の流動負債	726
その他の流動資産	512		
貸倒引当金	△917	**固定負債**	**30,944**
		社債	27,000
固定資産	**184,800**	長期借入金	600
〈有形固定資産〉	(22,432)	退職給付引当金	1,191
建物	9,683	社債発行差金	413
構築物	265	その他の固定負債	1,740
機械及び装置	1,185		
車両運搬具	8		
工具器具備品	1,735	**【資本の部】**	**200,227**
土地	9,537	**資本金**	**65,649**
建設仮勘定	19	**資本剰余金**	**69,870**
〈無形固定資産〉	(116)	資本準備金	69,870
特許権	0	**利益剰余金**	**63,175**
ソフトウェア	75	利益準備金	721
施設利用権	15	別途積立金	41,650
電話加入権	24	当期未処分利益	20,804
その他の無形固定資産	2	**土地再評価差額金**	**△599**
〈投資その他の資産〉	(162,252)	**株式等評価差額金**	**2,369**
投資有価証券	8,345	**自己株式**	**△237**
子会社株式	137,090		
出資金	962		
子会社出資金	11,555		
長期貸付金	2,475		
破産債権等	523		
長期前払費用	458		
繰延税金資産	986		
その他の投資	403		
貸倒引当金	△545		
合計	**303,032**	**合計**	**303,032**

損　益　計　算　書

（自　平成17年４月１日
　至　平成18年３月31日）

（単位：百万円）

科　　目	金	額
【経　常　損　益　の　部】		
営業損益の部		
売上高		168,220
売上原価	146,013	
販売費及び一般管理費	13,355	159,368
営業利益		**8,852**
営業外損益の部		
営業外収益		
受取利息	1,052	
受取配当金	11,802	
為替差益	3,187	
雑収益	943	16,984
営業外費用		
支払利息	596	
新株発行費	2	
売上割引	227	
雑損失	467	1,292
経常利益		**24,544**
【特　別　損　益　の　部】		
特別利益		
固定資産売却益	8	
投資有価証券売却益	1,843	
貸倒引当金戻入益	16	
その他特別利益	78	1,945
特別損失		
固定資産処分損	307	
減損損失	362	669
税引前当期純利益		**25,820**
法人税、住民税及び事業税		5,515
法人税等調整額		439
当期純利益		**19,866**
前期繰越利益		2,940
土地再評価差額金取崩額		(214)
中間配当額		1,788
当期未処分利益		**20,804**

Ⅰ　重要な会計方針

1．有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他の有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

2．デリバティブ

時価法によっております。

3．棚卸資産の評価基準および評価方法

製品	移動平均法による低価法によっております。
原材料	同上
仕掛品	同上
貯蔵品	最終仕入原価法によっております。

4．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産　定率法によっております。

ただし、平成10年４月１日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２～50年
機械装置	２～９年

無形固定資産　定額法によっております。

なお、営業権については商法の規定する最長期間（５年間）にわたる均等償却を、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主に５年）に基づく定額法を採用しております。

5．繰延資産の処理方法

新株発行費　支払時に全額費用として処理しております。

6．引当金の計上の方法

貸倒引当金　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金　従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

退職給付引当金　従業員の退職給付に備えるため、当営業年度における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（５年）による定額法により、按分した額をそれぞれの発生の翌期から費用処理しております。

７．ヘッジ会計の方法

⑴ 繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法

為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については振当処理を採用しております。

⑵ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……為替予約

ヘッジ対象……変動相場による損失の可能性があり、変動相場等が評価に反映されていないものおよびキャッシュ・フローが固定されその変動が回避されるもの（外貨建債権）

⑶ ヘッジ方針

リスク回避のため、為替水準等の取引実勢を総合的に勘案し機動的にヘッジを行っております。

⑷ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約については、外貨建金銭債権に同一通貨建てによる同一金額でほぼ同一の期日の為替予約を振当てしているため、有効性の判定を省略しております。

８．リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

９．消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

10．連結納税制度の適用

当事業年度から連結納税制度を適用しております。

11．会計方針の変更

（固定資産の減損に係る会計基準）　固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会　平成14年８月９日））および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第６号　平成15年10月31日）を適用しております。

これにより税引前当期純利益は362百万円減少しております。

なお、減損損失累計額については、各資産の金額から直接控除しております。

Ⅱ　貸借対照表注記

1．記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

2．子会社に対する短期金銭債権　83,183百万円
　子会社に対する短期金銭債務　25,157百万円
　子会社に対する長期金銭債権　3,164百万円
　子会社に対する長期金銭債務　57百万円

3．有形固定資産の減価償却累計額　13,139百万円

4．重要なリース資産

　貸借対照表に計上した固定資産のほか、リースにより使用している重要な固定資産としてDCモータ製造設備の一部、電算関連機器一式、その他の事務用機器および車両があります。

5．商法施行規則第124条第３号に規定する資産に時価を付した場合の増加純資産額
　2,370百万円

6．土地再評価法の適用

　「土地の再評価に関する法律」（平成10年３月31日公布法律第34号）および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年３月31日改正）に基づき事業用土地の再評価を行い、再評価差額金を資本の部に計上しております。

　再評価を行った年月日　平成12年３月31日

　再評価を行った土地の当期末における時価が再評価後の帳簿価格を下回る額
　2,234百万円

　（同法律第３条第３項に定める再評価の方法）

　土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税法（平成３年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税標準の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に合理的調整を行って算出しております。

7．退職給付引当金と相殺されている退職給付信託における年金資産額
　1,094百万円

Ⅲ　損益計算書注記

1．記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

2．子会社に対する売上高　99,607百万円
3．子会社からの仕入高　134,145百万円
4．子会社への販売手数料　1,352百万円
5．子会社との営業取引以外の取引高　32,724百万円
6．1株当たり当期純利益　137円24銭

7．減損損失

当社は、当営業年度において以下の資産について減損損失を計上しております。

場　　所	用　　途	種　　類	減 損 損 失
岡山県美作町	遊 休 資 産	土　地　等	78百万円
東京都板橋区	遊 休 資 産	建　物　等	41百万円
京都府京丹後市	遊 休 資 産	建　物　等	152百万円
	遊 休 資 産	土　　地	91百万円

上記遊休資産について、市場価額が著しく下落したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額（362百万円）を減損損失として特別損失に計上しております。遊休資産については個別資産グルーピングの最小単位としております。

なお、当該減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は鑑定評価額に基づき算定しております。

利　益　処　分　案

（単位：円）

当期未処分利益	20,803,612,790
これを次のとおり処分いたします。	
利益配当金（1株につき20円00銭）	2,892,383,640
取締役賞与金	172,000,000
監査役賞与金	8,000,000
任意積立金	
別途積立金	14,500,000,000
次期繰越利益	3,231,229,150

（注）平成17年12月９日に、1,788,122,700円（１株につき25円00銭）の中間配当を実施いたしました。

付記

平成17年７月28日開催の取締役会の決議により、平成17年11月18日付をもって普通株式１株を２株に分割いたしました。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年５月８日

日本電産株式会社
取締役会　御中

中央青山監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	松永幸廣	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	深井和巳	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	花井裕風	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	梶田明裕	㊞

当監査法人は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第２条第１項の規定に基づき、日本電産株式会社の平成17年４月１日から平成18年３月31日までの第33期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

⑴　貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。

⑵　会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当営業年度より「固定資産の減損に係る会計基準」及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」を適用しているが、この変更は、同会計基準及び同適用指針が当営業年度より適用されることになったことに伴うものであり、相当と認める。

⑶　営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。

⑷　利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。

⑸　附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、旧商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成17年４月１日から平成18年３月31日までの第33期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からの職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社に対し営業の報告を求めました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、詳細に調査いたしました。

２．監査の結果

（１）会計監査人中央青山監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（２）営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

（３）利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。

（４）附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。

（５）取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

（６）子会社調査の結果、取締役の職務遂行に関し指摘すべき事項は認められません。

平成18年５月９日

日本電産株式会社　監査役会
常勤監査役　朝比奈　秀　夫　㊞
常勤監査役　市　川　陽　一　㊞
常勤監査役　佐　野　忠　義　㊞
監　査　役　勝　山　　勉　㊞

（注）常勤監査役朝比奈秀夫、常勤監査役市川陽一及び監査役勝山勉は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第１項に定める社外監査役であります。

以　上

議決権行使についての参考書類

1．総株主の議決権の数　　1,445,063個

2．議案および参考事項

第1号議案　第33期利益処分案承認の件

本議案の内容につきましては、添付書類28頁に記載のとおりであります。

当期の利益処分につきましては、今後とも安定配当を継続することを基本とし、このためにも企業体質の一層の強化と積極的な事業展開の推進に備えて、内部留保を充実してまいります。

上記の方針に基づき、期末の利益配当金に関しては、１株につき20円とさせていただき、当期の年間配当金は先に実施いたしました中間配当金25円を含めまして、１株につき年45円とさせていただきたいと存じます。当社は、平成17年11月18日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を実施いたしましたので、株式分割前基準では当期の年間配当金は、前期と比較して実質20円の増配となります。

なお、当期の内部留保資金は、海外事業の拡大・事業買収・設備投資等の資金の一部として充当いたしたいと存じます。

当期の役員賞与につきましては、期末時の取締役13名および監査役４名に対し、役員賞与180,000,000円（うち監査役賞与8,000,000円）を支給いたしたいと存じます。

第2号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

⑴　単元未満株主の権利制限

会社法第189条第２項により、定款に定めれば単元未満株主の権利を制限することができるようになったため、第11条を新設するものであります。

⑵　参考書類等のインターネット開示

会社法施行規則および会社計算規則を受けて、株主総会においてより充実した情報の開示を行うことができるよう、第16条を新設するものであります。

⑶　取締役会の書面決議

会社法第370条を受けて、取締役会を機動的に運営するため、その決議について、書面または電磁的記録によりその承認を行うことができるよう、第24条第２項を新設するものであります。

⑷　社外監査役の責任限定契約

会社法第427条により、社外監査役との間においても責任限定契約が締結できるようになり、あわせて社外監査役の要件が厳格になったことを受けて、社外の優れた人材に対し、社外監査役の重責を求めるために、第６章および第31条を新設するものであります。

⑸　剰余金配当の決定機関

会社法第459条を受けて、剰余金の配当等を取締役会の決議により機動的に実施することができるよう、第33条を新設するものであります。

⑹　上記のほか、会社法に基づく株式会社に必要な規定の加除・修正および移設など、全般に亘って所要の変更を行うものであります。

2．変更の内容

現行定款の一部を次の変更案のとおり改めたいと存じます。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第 1 章　　総　　則	第 1 章　　総　　則
〈新設〉	（機関の設置） 第4条　当会社は、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。
（公告の方法） 第4条　当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。	（公告方法） 第5条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。
第 2 章　　株　　式	第 2 章　　株　　式
（会社が発行する株式の総数） 第5条　当会社の発行する株式の総数は、4億8,000万株とする。	（発行可能株式総数） 第6条　当会社の発行可能株式総数は、4億8,000万株とする。
〈新設〉	（株券の発行） 第7条　当会社は、その株式に係る株券を発行する。
（自己株式の買受け） 第6条　当会社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。	〈削除〉
（1単元の株式の数および単元未満株券の不発行） 第7条　当会社の1単元の株式の数は、100株とする。 2　当会社は、1単元に満たない株式数を表示した株券は発行しない。	（単元株式数および単元未満株券の不発行） 第8条　当会社の単元株式数は、100株とする。 2　当会社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。
（名義書換代理人） 第8条　当会社は、株式につき名義書換代理人を置く。 2　名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。 3　当会社の株主名簿および実質株主名簿（以下株主名簿等という。）ならびに株	（株主名簿管理人） 第9条　当会社は、株主名簿管理人を置く。 〈削除〉 〈削除〉

現行定款	変更案
券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび株券喪失登録手続き、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。	
（株式取扱規則） 第9条　当会社の発行する株券の種類、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび株券喪失登録手続、その他株式に関する取扱等については、取締役会で定める株式取扱規則による。	（株式取扱規則） 第10条　当会社の株券の種類、株主（実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ。）の氏名等株主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取りおよび株券喪失登録手続、その他株式に関する取扱等については、取締役会で定める株式取扱規則による。
（基準日） 第10条　当会社は、毎年３月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された議決権有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。	〈削除〉
2　前項のほか、必要があるときは取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿等に記載された株主または登録質権者をもって、その権利を行使することのできる株主または質権者とする。	〈削除〉
〈新設〉	（単元未満株主の権利） 第11条　当会社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 ⑴会社法第189条第２項により定款をもってしても制限することができない権利 ⑵株主割当による募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利
第３章　株主総会	第３章　株主総会
〈新設〉	（基準日） 第12条　当会社は、毎年３月31日の株主名簿に記載または記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
（招集の時期および議決権） 第11条　当会社の定時株主総会は、毎年６月に招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。	（招集の時期） 第13条　当会社の定時株主総会は、毎年６月にこれを招集する。

現行定款	変更案
第12条　〈条文の記載省略〉	第14条　〈現行どおり〉
（決議の方法） 第13条　〈条文の記載省略〉 2　商法第343条第１項の規定による株主総会の決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上に当たる多数をもってこれを行う。	（決議の方法） 第15条　〈現行どおり〉 2　会社法第309条第２項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上に当たる多数をもってこれを行う。
〈新設〉	（参考書類等のインターネット開示） 第16条　当会社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。
（議決権の代理行使） 第14条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。	（議決権の代理行使） 第17条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
第15条～第16条　〈条文の記載省略〉	第18条～第19条　〈現行どおり〉
（取締役の任期） 第17条　取締役の任期は、就任後１年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 2　〈条文の記載省略〉	（取締役の任期） 第20条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。 2　〈現行どおり〉
（代表取締役および役付取締役） 第18条　取締役会の決議をもって、代表取締役を定める。 2　取締役会の決議をもって、取締役会長１名、取締役社長１名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。	（代表取締役および役付取締役） 第21条　取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定する。 2　取締役会の決議をもって、取締役会長１名、取締役社長１名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。
第19条～第20条　〈条文の記載省略〉	第22条～第23条　〈現行どおり〉
（取締役会の決議） 第21条　〈条文の記載省略〉 〈新設〉	（取締役会の決議） 第24条　〈現行どおり〉 2　取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示を

現行定款	変更案
	し、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
（取締役の報酬） 第22条　取締役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。	〈削除〉
第 5 章　　監査役および監査役会	第 5 章　　監査役および監査役会
第23条　　〈条文の記載省略〉	第25条　　〈現行どおり〉
（監査役の選任の方法） 第24条　監査役は、株主総会において選任し、その選任決議については、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。	（監査役の選任の方法） 第26条　監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
（監査役の任期） 第25条　監査役の任期は、就任後４年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 ２　　〈条文の記載省略〉	（監査役の任期） 第27条　監査役の任期は、選任後４年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ２　　〈現行どおり〉
（常勤の監査役） 第26条　当会社は、監査役の互選をもって、常勤の監査役を定める。	（常勤の監査役） 第28条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。
第27条～第28条　〈条文の記載省略〉	第29条～第30条　〈現行どおり〉
（監査役の報酬） 第29条　監査役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。	〈削除〉
〈新設〉	第 6 章　　社外監査役の責任免除
〈新設〉	（損害賠償責任の一部免除） 第31条　当会社は、社外監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、社外監査役については800万円以上であらかじめ定められた金額または法令が定める金額のいずれか高い額とする。
第 6 章　　計　　算	第 7 章　　計　　算
（営業年度および決算期） 第30条　当会社の営業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までとし、営業年度の末日を決算期とする。	（事業年度） 第32条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。

現行定款	変更案
〈新設〉	（剰余金の配当決定機関） 第33条　当会社は、取締役会の決議により、法令が定めるところにより、剰余金の配当等を行うことができる。
（利益配当金および中間配当金） 第31条　当会社の利益配当金は、毎年３月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主もしくは登録質権者に支払う。	（剰余金の配当の基準日） 第34条　剰余金の配当として期末配当は毎年３月31日、中間配当は毎年９月30日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対しこれを行うことができる。
２　当会社は、取締役会の決議により、毎年９月30日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主もしくは登録質権者に対し、商法第293条ノ５の規定による金銭の分配（以下「中間配当」という）を支払うことができる。	〈削除〉
（除斥期間） 第32条　利益配当金および中間配当金が、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払いの義務を免れるものとする。なお利益配当金および中間配当金には、利息をつけないものとする。	（除斥期間） 第35条　期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払いの義務を免れるものとする。なお利益配当金および中間配当金には、利息をつけないものとする。
（転換社債の転換の時期） 第33条　転換社債の転換により発行された株式に対する最初の利益配当金および中間配当金は、転換の請求が４月１日から９月30日までになされたときは４月１日に、10月１日から翌年３月31日までになされたときは10月１日に、それぞれ転換があったものとみなして支払うものとする。	〈削除〉

第３号議案　取締役15名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（13名）の任期が満了いたします。

つきましては、当社の業務拡張に伴い、経営陣の充実強化を図るため取締役２名を増員し、取締役15名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社株式の数
1	永守重信（ながもりしげのぶ） 昭和19年８月28日	昭和48年７月　当社設立 代表取締役社長CEO（現任） 他の会社の代表状況 日本電産サンキョー㈱代表取締役会長（CEO） 日本電産サンキョー商事㈱代表取締役会長 日本電産シンポ㈱代表取締役会長	11,946,164株

候補者番号	氏名 生年月日	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社株式の数
		日本電産キョーリ㈱代表取締役会長 日本電産ロジステック㈱代表取締役会長 日本電産マシナリー㈱代表取締役会長 日本電産ピジョン㈱代表取締役会長 日本電産総合サービス㈱代表取締役会長 日本電産ニッシン㈱代表取締役会長 日本電産機器装置(浙江)有限公司董事長	
2	小部博志（こべひろし） 昭和24年3月28日	昭和48年7月　当社入社 昭和59年11月　取締役就任 平成3年11月　常務取締役就任、営業部門統轄 平成6年4月　営業本部長兼営業部長 平成6年10月　国内事業第2本部長 平成8年4月　専務取締役就任、事業統轄 平成12年4月　取締役副社長就任(現任) 営業部門統轄(現任) 平成14年4月　SPM事業統轄 平成16年6月　コンプライアンス室・リスク管理室担当(現任) 平成17年4月　COO(現任) モーター基礎研究所担当(現任) 平成17年9月　SPM品質管理部担当(現任) 他の会社の代表状況 欧州日本電産代表取締役会長(CEO) 台湾日電産股份有限公司董事長 日本電産(香港)有限公司代表取締役会長 韓国日本電産㈱代表取締役会長 日電産(上海)国際貿易有限公司董事長	235,876株
3	鳥山泰靖（とりやまやすのぶ） 昭和13年9月18日	昭和59年3月　光洋精工㈱工務部長 平成3年4月　当社入社、理事就任 平成3年5月　経理部長 平成3年6月　取締役就任 平成6年4月　管理本部副本部長 平成8年4月　常務取締役就任、管理本部長 平成9年6月　専務取締役就任 平成12年4月　管理部門統轄(現任) 平成14年4月　取締役副社長就任(現任) 平成16年6月　IR部・広報宣伝部・経理部・財務部・システム部担当(現任) 平成17年4月　CFO(現任)	15,490株
4	澤村賢志（さわむらけんじ） 昭和17年2月15日	平成元年11月　日産自動車㈱企画室室長 平成3年1月　同社追浜工場工場長 平成5年6月　同社取締役就任 平成9年6月　同社常務取締役就任 平成10年10月　当社入社、理事就任	4,000株

候補者番号	氏名 生年月日	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社株式の数
		平成11年７月　日本電産(大連)有限公司副総経理 平成12年６月　取締役就任 平成13年６月　日本電産(大連)有限公司副董事長兼総経理 平成13年10月　DCM統轄 平成14年４月　専務取締役就任(現任) LDCM事業統轄 平成15年４月　DCM事業統轄(現任) 平成15年５月　購買統括部担当(現任) 品質管理部担当 平成15年10月　FAN事業統轄(現任) 滋賀技術開発センター・鳥取技術開発センター・金型部担当(現任) 平成17年９月　ADF品質管理部担当(現任) 他の会社の代表状況 日本電産(大連)有限公司董事長 日本電産自動車モータ(浙江)有限公司董事長 日本電産(東莞)有限公司董事長 日本電産(新界)有限公司董事長 日本電産シバウラ㈱代表取締役会長 日本電産ネミコン㈱代表取締役会長 日本電産パワーモータ㈱代表取締役会長	
5	※ 藤井純太郎(ふじいじゅんたろう) 昭和20年２月20日	平成８年６月　㈱東京三菱銀行取締役京都支店長 平成10年６月　同行ロンドン証券現地法人(東京三菱インターナショナル)社長就任 平成12年５月　同行常務取締役就任 平成13年６月　東京三菱証券㈱取締役社長就任 平成14年９月　三菱証券㈱取締役副社長就任 平成17年６月　ダイヤモンドビジネスコンサルティング㈱取締役社長就任 平成18年１月　三菱UFJリサーチ＆コンサルティング㈱取締役副社長就任(現任)	―
6	浜口泰男(はまぐちやすお) 昭和24年９月27日	昭和49年４月　当社入社 昭和60年10月　理事就任 平成４年10月　タイ日本電産㈱代表取締役社長 平成５年６月　取締役就任 平成10年６月　常務取締役就任 海外事業本部副本部長 平成11年６月　海外事業本部長	261,868株

候補者番号	氏名 生年月日	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社株式の数
		平成12年４月　SPM事業統轄 平成14年４月　専務取締役就任（現任） SPM生産部門統轄 平成15年４月　SPM事業統轄（現任） 平成15年５月　峰山精密機械加工センター所長 他の会社の代表状況 タイ日本電産㈱代表取締役会長 日本電産（浙江）有限公司董事長 フィリピン日本電産㈱代表取締役会長	
7	川口清三郎（かわぐちせいざぶろう） 昭和28年10月27日	昭和58年９月　当社入社 昭和60年10月　シンガポール駐在員事務所長 平成元年３月　シンガポール日本電産㈱代表取締役社長 平成９年４月　理事就任 平成12年６月　取締役就任 平成16年４月　常務取締役就任（現任） 他の会社の代表状況 タイ日本電産㈱代表取締役社長	21,379株
8	浜田忠章（はまだただあき） 昭和23年８月14日	平成８年１月　㈱三菱銀行月島支店長 平成９年10月　㈱東京三菱銀行押上支店長 平成11年10月　同行人事部　本部審議役 平成12年２月　当社入社、理事就任 平成12年３月　経営企画部長 平成13年８月　米国日本電産㈱副社長就任 平成14年４月　米国日本電産㈱取締役副社長就任 平成15年４月　海外事業管理部長 平成16年６月　取締役就任 経営企画部・知的財産部・法務部・海外事業管理部担当（現任） 平成17年４月　常務取締役就任（現任） 秘書室・総務部・人事部担当（現任）	1,266株
9	服部誠一（はっとりせいいち） 昭和28年12月30日	昭和52年４月　当社入社 平成２年10月　東京支店長 平成８年10月　営業部長 平成10年４月　理事就任 平成11年６月　取締役就任（現任） 平成14年４月　国内営業部門統轄 平成17年４月　営業部門副統轄（現任） 他の会社の代表状況 日本電産（香港）有限公司代表取締役社長 日電産（上海）国際貿易有限公司董事兼総経理	20,361株

候補者番号	氏名 生年月日	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社株式の数
10	井上 哲夫（いのうえ てつお） 昭和23年6月22日	平成4年10月　㈱住友銀行千林支店長 平成6年10月　同行和歌山支店長 平成9年1月　同行法人業務部(大阪)部付部長 平成11年12月　当社入社、理事就任 関係会社管理部長(現任) 平成14年6月　取締役就任(現任) 関係会社管理部担当(現任)	2,800株
11	鍛治 覚（かじ さとる） 昭和22年10月4日	昭和63年1月　当社入社 平成6年1月　米国日本電産㈱副社長就任 平成13年4月　理事就任 平成13年7月　海外営業第1部長 平成14年4月　海外営業部門統轄、海外営業管理部長 平成15年4月　シンガポール日本電産㈱代表取締役社長 平成15年6月　取締役就任(現任) 他の会社の代表状況 日本電産(浙江)有限公司副董事長兼総経理 日本電産綜合服務(浙江)有限公司董事長	6,300株
12	岩田 高（いわた たかし） 昭和22年4月9日	昭和57年3月　アメリカ松下電子部品㈱経理総務責任者 平成4年4月　松下電器産業㈱本社経理部参事 平成15年4月　同社冷凍空調事業経理グループ グループマネージャー 平成15年12月　当社入社、理事就任 平成16年4月　経営管理監査部長(現任) 平成16年6月　取締役就任(現任) 経営管理監査部担当(現任)	2,319株
13	利田 哲（かがた あきら） 昭和18年3月7日	平成7年4月　松下電器産業㈱光ディスク事業部製造部長 平成9年1月　同社品質本部企画部長 平成11年4月　同社生産技術本部参事 平成14年3月　当社入社 平成14年4月　プロセス技術部長 平成15年4月　理事就任 平成16年4月　中央開発技術研究所長(現任) 平成17年4月　峰山精密機械加工センター所長 平成17年6月　取締役就任(現任) SPM事業開発技術部門担当(現任)	620株

候補者番号	氏名 生年月日	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社株式の数
14	竹上清好（たけがみきよよし） 昭和29年12月28日	昭和53年４月　当社入社 平成３年４月　滋賀事業所開発部長 平成３年11月　滋賀事業所SPM開発部長 平成６年４月　タイ日本電産㈱副社長 平成11年７月　タイ日本電産㈱取締役執行副社長 平成12年４月　理事就任 平成15年４月　長野技術開発センター所長（現任） 平成16年６月　取締役就任（現任） 平成17年４月　長野技術開発センター開発技術部長兼品質保証部長 平成17年７月　長野技術開発センター品質保証部長（現任）	47,000株
15	※ 小瀧徹（こだきとおる） 昭和24年９月13日	昭和47年４月　大蔵省入省 平成２年７月　世界銀行上級エコノミスト 平成８年６月　福岡財務支局長 平成10年１月　米州開発銀行理事就任 平成13年８月　農林漁業信用基金理事就任 平成15年10月　独立行政法人国際交流基金理事就任（現任）	―

（注）１．上記取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
２．※は新任候補者であります。

第４号議案　監査役２名選任の件

本総会終結の時をもって監査役市川陽一氏は辞任されます。

監査体制の強化充実を図るため、社外監査役１名を増員することとし、新たに監査役２名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社株式の数
1	国谷史朗（くにやしろう） 昭和32年２月22日	昭和57年４月　大阪弁護士会弁護士登録 大江橋法律事務所入所 現在、弁護士法人大江橋法律事務所代表社員	―
2	北野與志朗（きたのよしろう） 昭和10年９月30日	昭和55年９月　公認会計士登録 平成２年２月　税理士登録 平成13年１月　北野與志朗公認会計事務所開設	―

（注）１．上記監査役候補者国谷史朗、北野與志朗両氏と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。なお国谷史朗氏は、弁護士法人大江橋法律事務所の代表社員の一人であり、当社は同法律事務所と顧問弁護士契約を交わしております。
２．上記監査役候補者国谷史朗、北野與志朗両氏は、社外監査役候補者であります。

以　上

【電磁的方法により議決権を行使される場合のお手続について】

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますよう、お願い申しあげます。

記

1．インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによってのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用することが可能です。

【議決権行使サイトURL】　http : //www.webdk.net

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

2．インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。

3．インターネットによる議決権行使は、平成18年６月21日（水曜日）まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。

4．書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。

5．インターネットによって、複数回数、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

6．議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

【電磁的方法による議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

①インターネットにアクセスできること。

②パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 5.5以上またはNetscape 6.2以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。

③携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。

（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。）

（Microsoftは、米国Microsoft　Corporationの米国およびその他の国における登録商標です。Netscapeは、米国およびその他の諸国のNetscape Communications Corporationの登録商標です。）

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますよう、お願い申しあげます。

名義書換代理人　住友信託銀行証券代行部

【専用ダイヤル】　0120－186－417　（24時間受付）

〈住所変更等用紙の請求〉　0120－175－417　（24 時 間 受 付）

〈そ の 他 の 照 会〉　0120－176－417　（平日9:00～17:00）

MEMO

株主様との懇談会のご案内

定時株主総会終了後、株主の皆様に当社の近況と当社の進もうとしている方向についてご理解をより一層深めていただくための懇談会を開催いたします。

製品展示をはじめ、当社の持てる先端技術、国内外のグループ会社のご紹介コーナーなどのほか、喫茶コーナーもご用意いたしておりますので、ごゆっくりお召し上がりながらご閲覧、ご懇談をいただきたく存じます。定時株主総会とあわせてご出席賜りますようご案内申しあげます。

以　上

株主総会・株主懇談会会場ご案内略図

場所　京都市下京区東堀川通塩小路下ル松明町１番地
リーガロイヤルホテル京都２階
株 主 総 会「朱雀の間」
株主懇談会「春秋の間」

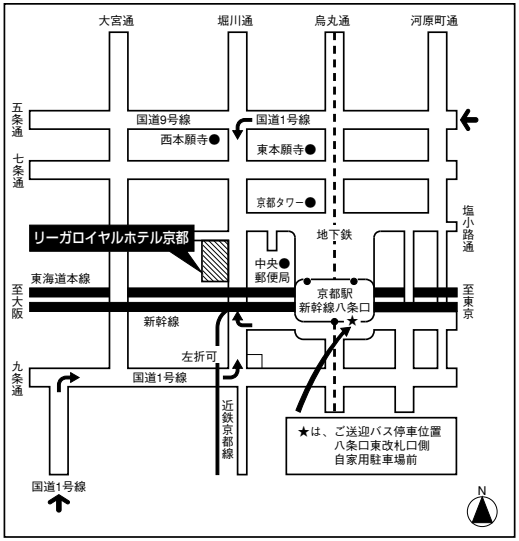

＊京都駅から西へ歩いて７分
＊ホテルの無料送迎バスサービス
◯京都駅八条口出口付近⇔リーガロイヤルホテル京都
◯毎時10分間隔にて運行